

介護職員処遇改善実績報告書(平成 29 年度)

岐阜県知事 様

事業所等情報

介護保険事業所番号 2172100147

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャイフクホクジン ダイワフクカイ 社会福祉法人 大東福祉会
主たる事務所の所在地	〒503-0835 岐阜県大垣市東前1丁目79番地	
	電話番号	0584-82-2800
事業所等の名称	フリガナ 名称	ゴールドライフ大東 「別紙一覧表による」
	提供するサービス	特別養護老人ホーム
事業所の所在地	〒503-0835 岐阜県大垣市東前1丁目79番地	
	電話番号	0584-82-2800
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。		

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 (<u>Ⅰ</u> Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ)
②	賃金改善実施期間	平成 29 年 7 月 ~ 平成 30 年 6 月
③	平成 29 年度介護職員処遇改善加算総額	31,100,396 円
④	賃金改善所要額(i-ii)	35,133,999 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	170,988,659 円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	135,854,660 円
加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	平成 年度介護職員処遇改善加算総額 (加算(Ⅰ)による算定額から加算(Ⅱ)による算定額を差し引いた額)	円
⑥	賃金改善所要額(iii-iv)	円
	iii) 加算(Ⅰ)の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円
	iv) 初めて加算(Ⅰ)を取得する月の前年度の賃金の総額 (従来の加算Ⅰを取得し実施した賃金改善額を含む)	円
⑦	賃金改善の方法について	
※賃金改善を行った賃金項目 (増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)ごとに、支払時期、対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記入すること。		1. 介護職員1人の基本給を平均3%増額する。 2. 資格手当(介護福祉士、社会福祉士)を月額3,000円増額する。 3. 夜勤手当(1回7時間)3割5分割増を1回4,000円にし実質増額する。 4. 処遇改善手当を次の通り支給する。 正規職員(ワガー以上)月額35,000円、正規職員(一般)月額30,000円 準職員時給上乗せ100円、パート時給上乗せ100円 5. 一時金を支給する。

- ※ 計画において加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算した場合は、原則実績においても加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算することとし、本様式の代わりに別紙様式5の2により報告すること。
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④(i-ii)が③以上でなければならないこと。
- ※ ④ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ ⑤及び⑥は記入不要。
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について、相違ないことを証明いたします。

平成30年 7月 18日 (法人名) 社会福祉法人 大東福祉会
(代表者名) 理事長 杉原 浩志



別紙様式 5

介護職員処遇改善実績報告書(平成29年度)

大垣市長 様

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 (<u>I</u> II III IV)	
②	賃金改善実施期間	平成 29年 7月 ~ 平成 30年 6月	
③	平成29年度分介護職員処遇改善加算総額	31,100,396 円	
④	賃金改善所要額 (i - ii)	35,133,999 円	
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	170,988,659 円	
	ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金総額	135,854,660 円	
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合 (本様式ではなく、別紙様式7を使用すること。)			
⑤	平成 年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算(I)と加算(II)の比較)	円	
⑥	賃金改善所要額 (iii - iv)	円	
	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円	
	iv) 旧の加算(I)等を取付した場合の前年度の賃金の総額	円	
⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	1. 介護職員1人の基本給を平均3%増額する。 2. 資格手当(介護福祉士、社会福祉士)を月額3,000円増額する。 3. 夜勤手当(1回7時間)3割5分割増を1回4,000円にし実質増額する 4. 処遇改善手当を次の通り支給する。 正規職員(リーダー以上)月額35,000円、正規職員(一般)月額30,000円 準職員時給上乗せ100円、パート時給上乗せ100円 5. 一時金を支給する。	
⑧	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	638.7 人	
⑨	介護職員一人当たり賃金改善月額 (④÷⑧または⑥÷⑧)	55,008 円	
⑩	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額) ※④i)と同額を記載すること	170,988,659 円	
⑪	介護職員一人当たり賃金月額(⑩÷⑧)	267,713 円	

※ 計画において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、原則、実績においても加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算することとし、本様式の代わりに、別紙様式7により報告してください。

※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。

※ ③と④を比較し、必ず④が上回らなければならないこと。

※ ⑤及び⑥は記入不要。

※ なお、上記について虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成30年 7月18日

(法人名) 社会福祉法人 大東福祉会

(代表者名) 理事長 杉原 浩志

